

令和4年度 第1回 目黒区入札監視等委員会（延べ36回）議事概要

日 時 令和4年8月4日（木） 午後3時から5時15分
場 所 目黒区総合庁舎地下1階 入札室
出席委員 岡田委員、宮下委員、伊東委員（委員数3名、出席委員3名）

【議 題】

- 1 入札・契約状況について・・・資料1、資料1-1、資料1-2
- 2 指名停止措置等の状況について・・・資料2
- 3 公契約条例の適用状況等について・・・資料3、資料3-1

<非公開議題>

- 4 工事案件における落札等の状況について・・・資料4
- 5 競争入札における不調の状況について・・・資料5
- 6 随意契約（工事・物件）の実績について・・・資料6
- 7 区内業者認定基準の見直し検討について・・・資料7、資料7-1、資料7-2、
資料7-3

【資 料】

- 資 料 1 入札・契約状況について
資 料 1-1 競争入札における工種別落札率の状況
資 料 1-2 競争入札の実績
（令和3年度 競争入札による契約一覧 工事）
（令和3年度 競争入札による契約一覧 設計）
（令和3年度 競争入札による契約一覧 物件）
資 料 2 指名停止業者一覧
資 料 3 公契約条例の適用状況等について
資 料 3-1 目黒区公契約条例の手引き（令和4年度用）

<非公開資料>

- 資 料 4 工事案件における落札等の状況について
資 料 5 競争入札における不調の状況について
資 料 6 随意契約（工事・物件）の実績について
資 料 7 区内業者認定基準の見直し検討について
資 料 7-1 指名競争入札参加者の選定に係る区内業者の認定基準
資 料 7-2 事務所現況届
資 料 7-3 区内業者認定制度に係る運用状況

議事概要（議題についての意見）

1 入札・契約状況について

事務局：資料 1、資料 1-1、資料 1-2 について説明

委員：落札率 100%があるがどのような状況だったのか。

事務局：この物件は 6 者が参加したが、のちに 5 者が辞退した。

予定価格は公表しており、残りの 1 者が予定価格で入札したことが考えられる。

委員：5 者が辞退とは、予定価格の適正性に問題はないのか。

事務局：東京都の最新の積算単価で算出しているので問題はないが、単価が設けられていない項目の見積価格で参加業者との積算価格に差がでる可能性はある。

なお、辞退理由は価格以外にも考えられ、主に参加業者の都合に依るところが大きい。

委員：落札率が 99%代の物件が多いが、辞退者が多く参加者が少ないのが原因か。

事務局：参加率と落札率の関係は案件により異なるため分析が難しい。

入札価格で、労務単価に係る項目の割合が多いと入札業者として人件費の考え方が異なり価格競争になりやすいが、機械製品等設置に係る項目が多いと製品代としての価格差が少ないため価格競争になりにくい傾向にある。

2 指名停止措置等の状況について

事務局：資料 2 について説明

委員：指名停止業者は区外業者だが、目黒区との契約に影響はあるのか。

事務局：大量印刷関連は目黒区内では登録が少ない業種である。

大規模な封入封緘業務の案件は区外業者の実績が多く、また、今回指名停止となった業者も多数受注しており、影響は少なくはなかったため、その後の選定も慎重に行っている。

3 公契約条例の適用状況等について

事務局：資料 3、資料 3-1 について説明

委員：労働報酬下限額の見直しは年 1 回なのか。

東京都の最低賃金が改正された場合、目黒区も労働報酬下限額を見直すのか。

事務局：目黒区の場合は、パートタイム会計年度任用職員の給与を基本に、東京都の最低賃金の動向や社会情勢等を勘案し、公契約審議会の意見を踏まえ年 1 回見直している。

委員：労働報酬下限額を確認するのは労働台帳だけではなく、源泉徴収税額の納付書の添付等他の制度との整合性を確認する方法もあるのではないのか。

事務局：提出された労働台帳での確認を行っているが、確認方法については今後の検討課題であると認識している。

なお、労働者からの申し出があれば受注者に対し、必要な報告や資料の提出を求めるなど厳格な対応を行うが、事例がないので適正な賃金が支払われていると認識している。

委員：労働者は、公契約条例による労働報酬下限額を周知されているのか。

周知方法と周知されているかなど、どのように確認しているのか。

事務局：公契約条例第 10 条では、受注者が労働者等に対して①労働者等の範囲、②労働報酬下限額、③公契約条例第 13 条の申し出先の周知を義務付けており、受注者に配布する「公契約条例の手引き」に周知方法の事例を掲載している。

また、公契約審議会委員には、労働者代表として労働組合から選出された委員が在籍しており、また、工事では現場事務所等で掲示することとしているので一定

の周知がされていると考える。

なお、現場事務所への掲示の確認は、契約課としては行っていないが工事所管課の監督員が確認をしている。

委員 労働者からの申し出が簡便な方法でできるよう検討してはどうか。

例えば、申出書の様式で、あて先を明記すれば申し出先がわかりやすい。

事務局 参考にさせていただき検討したい。

その他のご意見

特になし

以 上